| 要望事項 | 要望に対する回答 |
| --- | --- |
| **【１．山岸地区全域に係る重点事項】** （１）「新市庁舎建設のエリア選定」に当たっては、内丸地区とするよう強く要望します。※盛岡の都市形成にかかる歴史的経緯、防災上の観点などから、内丸地区以外は考えにくく、仮に、他地区への移転となった場合、盛岡市民の間に大きな亀裂が入ることが懸念されます。（２）都市計画道路：愛宕町三ツ割線の早期事業実施　　　　令和３年度から12年度までを計画期間とする「盛岡市都市計画道路整備プログラム」において、ＪＲ山田線踏切から北側180ｍの区間が追加されました。当該計画の最終年度は令和22年度となっておりましたが、その後、期間を５年延長して最終年度を27年度までと変更、いわばゴールをずらすこととなりました。当地区にとって当該道路の整備は死活問題ともいえることから、令和12年度までの整備区間の対象範囲を拡大するとともに、早期に全区間の整備を完了されるよう強く要請します。なお、用地買収等に時間を要する物件については、連続性に固執することなく、次の物件に着手して事業を進行させるよう取り組まれたい。　　　また、この項に関連して以下要望します。ア　ＪＲ山田線踏切から山賀橋交差点までの西側整備の着手　　　　同区間は地域のメイン道路として両側整備が必要であり、ヒノヤタクシー前交差点、旧山賀屋食堂前交差点の安全対策を講ずるうえでも両側整備は必要不可欠であることから、西側についても早期に事業着手されたい。なお、ヒノヤタクシー前交差点における右折ポケットの設置については、暫定的対応とはいえ安全対策上極めて重要であることから、早急に実現するようお願いします。イ　山岸三丁目地内の急傾斜地崩壊危険箇所に面した路線の整備、及びグリーンハイツ団地の複数進入路確保等を含む災害対策国土交通省では、事前防災対策として「防災・減災対策等強化事業推進費」などの補助事業を予算措置しており、これら国の事業を積極的に活用することにより、早期に対策を講じられたい。ウ　路面の痛みが激しい箇所の暫定的な再舗　装　　　　当該路線の再舗装は相当部分が完了しているが、一部、残っている箇所についても早期に再舗装をお願いします。エ　旧山賀屋食堂前交差点の横断歩道設置オ　山岸四丁目の盛岡白百合学園前横断歩道への歩行者信号機設置カ　令和10年度までの整備予定である山岸三丁目・四丁目区間における沿線の湧水（三丁目29-25筒治宅前）の環境保全（３）ＪＲ山田線外山踏切への踏切専用信号と横断歩道の設置外山踏切は、都市計画路線の市道本町通一丁目名乗沢２号線を跨ぐ踏切で、この路線においては、車両等及び住民の方々が朝晩を通じて、一番多く往来する場所となっています。　　　この踏切に連絡する道路は、一部歩道が変則的に繋がっているが、踏切その物が狭隘なため、車両が往来する度に歩行者と接触する恐れがあり、大変危険な状態にあります。　　　また、子供達の通学路となっており、事故が発生する前に早急な拡幅工事をお願いします。　　　なお、次期プログラムにおいて、同踏切から北側区間を整備着手する中で「踏切整備」も併せて行うとしているが、可能な限り早い時期に整備着手するようお願いします。（４）市道洞清水中村線の拡幅整備（狭隘市道）当該路線は、平成20年度から26年度にかけて山側に隣接する区間の整備が行われたが、その後、整備を中断したまま放置され、全く進展の兆しがありません。同路線には緊急車両の通行不能箇所があり、火災発生の際には消防車が、三ツ割経由とするか、山岸経由とするか判断に迷う場所もあります。ついては、当該路線整備は緊急を要することから、至急、調査費を計上し、事業化への道筋をつけるよう強く要請します。　　　なお、拡幅整備箇所に追加した「山岸五丁目11番から12番地内」については、同地内の取り付け道路の市道化対応を含め、地元町内会と協議する場を設けるようお願いします。（５）急傾斜地崩壊危険箇所として抽出された地域については、地震や豪雨の際のパトロールの強化と、背面の山林の保全を含めた災害防止策を、今後も引き続き進められたい。また、この項に関連して以下要望します。ア　山岸三丁目36番地内及び下米内二丁目４番５号～10号地内に隣接する急傾斜地所有者に対して、間伐や枝打ち、擁壁の補修等の適切な管理を行うよう、市当局は指導されたい。イ　下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定に当たって地権者からの了解を得るよう、今後も交渉を継続されたい。（６）盛岡中央消防署山岸出張所に救急車を配備されたい。（７）愛宕山東側を塒とするカラスの駆除対策を進められたい。　　　なお、具体的に以下の対策を講じられたい。ア　針葉樹の間伐及び広葉樹への植え替え促　進イ　カラス駆除を行っている猟友会への一層の助成措置　　　※猟友会員の高齢化により会員数が減少していることから、若返り等の抜本的な対策を講じる必要がある。　　　※カラスのみならず、クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が激増しており、猟友会員増強は喫緊の課題である。ウ　近隣市町と緊密な連携による冬期間におけるカラスの餌場対策エ　電線へのテグス線等の設置範囲の拡大、劣化したテグス線の張替※中央公民館前交差点の張替を急がれたい。（８）山賀橋方向からバイパス交差点に至る左折時の渋滞対策を検討されたい。　　　（９）中津川周辺の環境整備について、以下のとおり実施されたい。ア　中津川右岸の山賀橋から中津川橋までの遊歩道の延長イ　中津川橋の補修・修繕（特に点字ブロック）（10）盛岡中央消防署山岸出張所管内の下記の警防活動時留意地域について、消火活動が円滑に行われるよう対策（具体的な年次計画）を講じられたい。　①山岸一丁目９番地内周辺②山岸一丁目12番地内周辺③山岸三丁目７番地内周辺⑥山岸五丁目10番地内周辺⑦山岸五丁目及び岩清水周辺⑧紅葉が丘地内周辺（11）道路側溝の清掃　市道の両側にある側溝については、下水道整備以前は生活雑排水が流れ込み汚泥が溜まるため、頻繁に清掃しないと排水機能が低下し、悪臭も発生することから、地域住民が総出で清掃作業を行っていました。　しかし、近年、下水道整備が進み、側溝はほとんどが土砂や土埃の堆積場所となり、また高齢化が進行したこともあり、側溝の清掃作業は行われなくなりつつあります。　長期間清掃が行われていない側溝においては、側溝蓋を開けることすらできず、排水機能の低下が一層進行している現状にあります。　ついては、側溝の清掃について、業者などの専門家に委託することにより、排水機能の回復を図っていただくようお願いします。※要望に応じた個別対応ではなく、地域全体を点検した上での具体的計画を策定されたい。（12）バス路線の見直し　　　新バスセンターの開業や医大の矢巾町への移転に対応した新ルートについて検討されたい。　　　※白百合学園線により利便性が向上しましたが、松園若園線と合わせて、さらなる増便をお願いします。（13）ＪＲ山田線の利便性の向上当該路線の存続問題が表面化しており、利用者の増加策を講じる必要があることから、以下の対策を講じられたい。ア　矢巾駅までの乗り入れイ　上盛岡駅の北側乗降口の新設ウ　LRT化の検討（14）空き家、空き地の環境整備に対する補助制　　度　　　空き家等の周辺住民から、樹木の越境や野生動物が生息している等の苦情が多数寄せられております。所有者の管理責任が原則ですが、費用を工面することが困難なケースも多いことから、樹木等の伐採や野生動物の処理を行うための補助制度の創設をお願いします。**【２．建設部・都市整備部関係】**  （１）自転車道の安全対策※歩行者・自転車専用道周辺の樹木の定期的伐採・枝切りの強化特に中央公民館裏山（愛宕下104-1）は斜面の大木の一部が枯れるなど、枯れ枝が風雨で路上に落下する状況が見られる。今後、斜面からの倒木などで通行人を直撃する恐れがあることから、被害が出る前に道路脇の樹木伐採等に関する特段の配慮をお願いします。また、照明設備の増設、路面の段差解消など安全対策を今後も一層進められたい。　（２）紅葉が丘地区における公園用地の確保同地区内は、都市計画法の開発許可制度が施行される前の造成団地であるため、現行法では確保されるはずの公園用地等がなく、例えば、資源回収を行う際の集積場所に苦慮していることから、公園用地確保のための公的な援助をお願いしたい。（３）盛岡競馬場開催に伴い下米内地区の車輌通行量が急増し、交通渋滞はもとより、交通事故発生の危険にさらされている現状から、交通安全対策として次の措置を講じていただきたい。ア 県道上米内湯沢線（落合橋上流左岸道路）の県道規格による整備　市道山岸２丁目上米内１号線における安全対策※同路線では歩道を歩行していた小学生が死亡する重大事故が発生しており、追越し禁止及び速度制限の強化などの安全対策を至急講じていただきたい。（４）県道上米内湯沢線[落合橋東側Ｔ字路]の拡幅整備※落合橋交差点及びその周辺は擁壁が車道に隣接し、しかも曲線部に設置されていることから、早急に歩道整備等歩行者の安全対策を講じていただきたい。（５）山岸四丁目地区内の歩道設置※桜ヶ丘団地入口付近から活動センターへ通ずる赤線・青線を利用しての歩行者通路を整備されたい。（赤線の市道認定を含む。）　　　なお、同センターは指定避難場所であることから、山岸三丁目・山岸四丁目住民の避難路確保ためにも早急に対応されたい。※都市計画道路の整備に関連して、協議する場を設けていただきたい。（６）山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設、及び歩行者通路の整備。※当該団地は出入り口が一箇所しかなく、災害時において危険な状態あることから、両団地を結ぶことにより、互いに避難路を確保することが可能となる。　※現在、当該土地は民間事業者による宅地造成が検討されており、これと連動した市道の新設を検討されたい。（７）私道洞清水生活道路（仮称）の市道認定を早急に進められたい。※市道認定と併せて除雪区間の指定、道路整備についても検討をお願いしたい。（８）下米内佐倉地区の簡易給水施設・墓地及び防火水槽までの狭隘道路整備（９）山岸小学校の外周に設置されている歩道改　　良災害時の指定避難場所となっている山岸小学校の外周の歩道は、一部道路側に傾斜しており、車椅子の方々に支障となっていることから、改良工事をお願いします。（10）急勾配道路の安全対策工法であるザペック工法については、紅葉が丘地区や山岸五丁目地区に導入されているが、経年劣化が進行していることから冬期間の安全確保が難しい状況にある。ついては、同地区への代替え工法も含めた再施行について、早急に対応されたい。（11）山岸駅前道路におけるすれ違いが可能な退避路等の整備（12）岩谷稲荷神社前道路等の環境整備ア　全面的な道路の舗装整備イ　山から道路に流れ込む水路の整備（13）除雪範囲の拡大山岸二丁目地内の除雪対象路線は３路線のみで、狭隘な道路が除雪されず、車両や歩行者が通行に支障をきたしていることから、以下の対応をお願いします。ア　除雪範囲の拡大イ　地元除雪業者の積極的な活用ウ　中津川橋下流左岸に雪捨て場を確保（14）生協出口（バス路線側）へのカーブミラー設置**【３．他の官庁関係】**（１）紅葉が丘地区内市道上の老朽化した街灯電柱の撤去及びランプ部の移設、自立柱撤去費用にかかる補助率の引き上げ（２）警察交番所の設置山岸地区は、昭和40年代～50年代にかけて宅地化が進行し、山田線の外側に山岸三丁目～六丁目まで市街地が形成された。このため、管轄する加賀野交番から遠方にある地区が多く、隣接する北山交番からも同様に遠方にある。　　　ついては、警察交番所の管轄を見直しし、交番所設置について特段のご配慮をお願いします。（３）中津川河川敷の樹木の伐採及び草刈りの定期的な実施（４）山岸地区活動センターへの換気機能付きエアコンの早期設置※未設置個所の早期解消（５）愛宕山老人福祉センター設置のヘルストロン更新当該機器は利用者も多く、既に耐用年数を超えていることから、早急に対応願いたい。（６）民生児童委員の制度見直し　当該委員の選任が困難な地区については、退職した元市職員を充てるなど、制度の抜本的な見直しを図られたい。（７）公園の維持管理について、町内会の通常管理を超えるケース、例えばスズメバチの巣除去等は適切に対応されたい。（８）下米内の未給水地区（一本松、佐倉）解消に向けた計画を明示されたい。 | 新市庁舎の整備エリアにつきましては、現在、新市庁舎整備審議会において、新市庁舎整備基本構想案について諮問し、調査審議いただいているところであります。引き続き、各整備エリアについて比較評価項目を設定し、特徴や利点、課題などについて、様々な観点から検討を進めてまいります。（総務部新市庁舎整備室）都市計画道路「愛宕町三ツ割線」につきましては、令和３年度に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて、令和12年度までに整備の完了を目指す区間として、「桜ヶ丘団地入口付近」と「山賀橋入口交差点～山岸小学校交差点」の区間を、令和12年度までに新規に事業着手を目指す区間として、「山岸三丁目～外山踏切」の区間を位置付けたところであります。令和12年度までの整備区間の対象範囲の拡大につきましては、概ね５年後に行う見直しの中で、広域的な道路網整備との整合を図りながら市内全体の優先順位等を踏まえ検討してまいります。（建設部交通政策課）なお、現在、着手している事業について用地買収を中心に進めておりますが一定区間の買収が終わったため、令和６年度は工事に一部着手できる見込みです。また、用地買収は、交渉順を概ね定めて、複数の地権者と交渉を行っておりますが、様々な要因により必要な時間が異なりますので、状況に応じて事業の進捗状況が図られますよう、随時、検討しながら進めてまいりたいと存じます。（建設部道路建設課）都市計画道路愛宕町三ツ割線の山田線外山踏切から山賀橋交差点までの区間につきましては、山岸小学校へ通学する児童の安全を最優先し、山岸小学校へ通じる歩道の連続性を確保するため、東側の断面の整備を先行して行っているところであります。西側につきましては、全体の整備状況を踏まえながら検討してまいりますが、早急な対応は困難でございますのでご理解のほどお願いします。ヒノヤタクシー前の右折レーンを含めた交差点の整備につきましては、警察との協議により、暫定幅員での右折レーン設置は可能との回答をいただいておりますことから、予算確保や用地取得等の課題はありますが、令和６年度の交差点改良に着工してまいりたいと存じます。（建設部道路建設課）山岸三丁目地内の都市計画道路愛宕町三ツ割線からグリーンハイツ団地への複数進入道路確保につきましては、都市計画道路整備プログラムに位置付けられた箇所について重点的に取り組んでおり、現在着手をしている区間の早期完了を目指しているところでございます。災害対策としての複数進入路につきましては、地形等から整備は難しいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。（建設部道路建設課）市道本町通一丁目名乗沢２号線における舗装二次改築事業につきましては、道路改良事業を予定している箇所以外については完了しております。舗装の損傷等お気づきの箇所がございましたら、道路管理課維持係までご連絡いただきますようお願いいたします。（建設部道路管理課）横断歩道の設置など交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の件について、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「同交差点の横断歩道は、旧山賀屋食堂前には歩行者が安全に信号待ちできるスペースが確保できないことから、スペースが確保できる山岸小学校側に設置したという経緯があります。歩行者の待機スペースがない状況で横断歩道を設置しますと、歩行者が車や自転車と接触するなどの交通事故を発生させる原因となりますことから、現在の道路状況においては、横断歩道の設置は難しいことを御理解いただきたいと存じます。」とのことであります。（市民部くらしの安全課）信号機の設置など交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の件について、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「朝の通勤・通学の時間帯で車両及び歩行者の通行量を調査しましたが、信号機の設置は難しいと考えられます。」とのことでございます。市といたしましては、引き続き交通安全教室や広報媒体を通じて、交通ルールの順守、安全運転意識の向上のため、啓発活動に努めてまいりたいと存じます。（市民部くらしの安全課）情報提供いただきました標記宅地は、当該区間の整備におきましては、用地買収等の範囲外でありますが、近接の工事であることから、施工の際は環境保全に向け、十分留意してまいります。（建設部道路建設課）踏切専用信号につきましては、機会を捉えながらＪＲ東日本盛岡支社へ、要望を行っているところでありますが、難しいとの回答となっている状況にあります。踏切に連絡する道路の拡幅につきましては、令和３年度に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて、令和12年度までに新規に事業着手を目指す区間として、「山岸三丁目～外山踏切」の区間を位置付けたところであります。（建設部交通政策課）当路線につきましては、現在、２区間で用地補償をはじめとした事業を進めておりますので、今後、事業実施間の進捗状況を考慮しながら、早期の事業着手を目指してまいりたいと存じます。（建設部道路建設課）横断歩道の設置など交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の件について、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「横断歩道に歩行者がいる場合、車両は一時停止する義務が生じますし、踏切およびその前後10mは駐停車禁止となっております。踏切に近接した場所に横断歩道を設置しますと、横断歩道前で停車した車両の後続車が踏切付近で停車せざるをえない状況となり、交通の危険を生じさせる恐れがあることから、現状においては設置は困難です。」とのことでありました。市といたしましては、引き続き安全対策について、警察と相談してまいりたいと存じます。（市民部くらしの安全課）平成26年に一事業として完了している区間250ｍへ続く約290ｍ区間の拡幅につきましては、沿線に住宅が建ち並び、拡幅に伴い用地買収、建物移転等が生じることとなり、住民生活に与える影響が非常に大きいと判断されます。今後、沿線地権者等を対象とした聴き取り調査を実施し、事業化を検討してまいります。（建設部道路建設課）市道認定につきましては、市道認定の要件である４ｍの道路幅員を確保できない箇所もあることから、現状では難しいものと存じます。なお、協議につきましては道路管理課路政係までご相談をお願いいたします。（建設部道路管理課）山岸地区等の土砂災害防止法における土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の指定箇所につきましては、定期パトロールに加え、大雨洪水警報や土砂災害警戒情報の発表時、又は震度４以上の地震発生時には要監視箇所として下米内二丁目地区のパトロールを実施しており、今後も継続して危険の把握に努めてまいります。（建設部河川課）当該箇所は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の指定箇所となっていることから、定期パトロール等を実施しており、異常等を確認した場合には、関係課調整のうえ、適正な管理を所有者にお願いしてまいりたいと存じます。（建設部河川課、市民部くらしの安全課）下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については、令和３年９月28日に土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の指定となりました。未だ事業用地の確保が困難な状況が続いているため、工事実施の見込みが立たない状況と県より伺っておりますが、引き続き工事実施に向け、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定について県と連携してまいります。また、急傾斜地崩壊危険区域内において急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要があると認められる場合は、土地所有者等に対し、必要な措置を取るよう勧告することができると県より伺っておりますので、引き続き事業が進展するよう県と連携し、情報収集や他都市の事例等について注視してまいりたいと存じます。（建設部河川課）市内の救急体制につきましては、国の消防力の整備指針に基づき、救急車両や必要な職員の配置など、計画的な体制整備に取り組んでいるところであり、令和５年度は、現在、移転新築整備を進めている盛岡中央消防署中野出張所に、救急車１台を配備することとしております。山岸出張所管内の救急体制につきましては、現在は、上田出張所及び松園出張所に配備した救急車が対応しておりますが、引き続き、市域全体の救急出動状況及び車両の適正配置を勘案し、検討してまいります。（総務部消防対策室）広葉樹への植え替えについては、愛宕山地区を環境保護地区に指定していることから、伐採届が提出された際には広葉樹の植林を行うよう意見してまいります。　　　　　　　　　　　　　　　　　（環境部環境企画課）農作物への被害防止の観点から、岩手中央農協が盛岡猟友会に委託する「農作物有害鳥獣対策事業」に要する経費に対し、平成30年度から補助額を増額し、市 100万円、農協 100万円、合計 200万円の補助を行い、被害防止活動に対する支援の強化を図っております。また、平成29年度から、猟友会加入を条件とした狩猟免許取得に係る補助制度を創設し、新規取得者の確保に取り組んでおります。制度創設から令和４年度末までに補助を活用した免許取得者は、合計32名となっております。また、元年度からは新規免許取得者とベテランハンターとの意見交換会を開催し、新人が鳥獣捕獲に参加しやすい体制づくりに取り組んでおります。免許取得者の年代別内訳は、10代１名、20代７名、30代４名、40代８名、50代以上12名であり、若年世代の方々の取得にも効果を上げております。本市といたしましては、今後も当該制度を利用した新会員の発掘に努めてまいります。（農林部農政課）令和５年度においても、近隣市町を配布区域に含む新岩手農業協同組合（発行部数：22，800部）及び岩手中央農業協同組合（10,800部）の広報誌にカラス被害のエサ場対策への協力について記事を掲載し、農業者や市民にカラスをはじめとした野生動物対策についての周知を進めております。また、今年度も近隣市町の担当者との会議を行う予定であり、情報交換を行いながらエサ場対策を含めた取組について対策を進めてまいります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（環境部環境企画課）電線へのテグス線の設置については、被害状況を確認した上で、劣化したテグス線の張替えも含め、設置箇所を拡大するよう東北電力盛岡営業所に要望してまいります。中央公民館前交差点の張替につきましては、令和５年３月に要望をしておりますが、他の箇所が優先されましたことから、引続き要望をしてまいります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（環境部環境企画課）令和４年７月１２日に加賀野交差点部の交通量調査を実施したところですが、当路線の交差点改良等ハード対策は難しいことから、ハード以外の対策について警察等関係機関と相談してまいります。（建設部道路建設課）中津川右岸の山賀橋から中津川橋までの遊歩道の延長につきましては、市が平成21年度に登録した「盛岡地区かわまちづくり事業」において、国が実施する散策路等のハード整備は、令和２年度で完了いたしました。国によると、「中津川橋下流においては用地の関係から、整備完了区間の上流に散策路を延長することは困難であった。」と伺っております。また、市におきましては、利用される方々の利便性向上を図る上でも必要性を認識しておりますが、既設の公園等の維持管理を優先する必要があり、市による整備は難しいものと考えておりますので、御理解をお願いします。（都市整備部公園みどり課）点字ブロックの補修につきましては、令和４年度に実施しましたが、令和５年度に新たに損傷個所を確認しましたので、同年度中に補修をする予定でございます。（建設部道路管理課）ご要望のあった地域につきましては、令和４年度に町内会連合会及び山岸出張所との合同現地調査により、現状の課題等を双方において確認したところです。拡幅用地の確保には土地所有者の協力が不可欠ですが、相当の時間を要しますので、まずは電柱移設や隅切の確保について、町内会の皆様の協力をいただきながら進めてまいりたいと存じます。なお、令和５年度において各町内会において今後の取り組みについて説明する場を設ける予定でございます。（建設部道路管理課）狭隘な道路状況における火災で消火活動を迅速かつ的確に行うため、日頃から道路状況などの地域の実態を把握するとともに、火災が発生した場合には、小回りのきく消防団車両を先行させるほか、車両の進入困難な場所では、ホースカーやホースバッグによりホースを延長し、消火活動を行うこととしております。引き続き、関係部局と情報共有しながら、地域住民の皆様の安全・安心の確保を最優先に対応してまいります。（総務部消防対策室）側溝につきましては、降雨時のパトロール等により排水状況を確認し、排水不良となっている箇所は業者委託において対応しているところですが、市全域の点検については困難な状況となっております。お気づきの箇所がございましたら、道路管理課維持係までご連絡いただきますようお願いいたします。（建設部道路管理課）バス路線の見直しについては、現在、盛岡都市圏３市町（盛岡市、滝沢市、矢巾町）において、地域公共交通計画を策定に取り組んでおり、持続可能な公共交通網の構築に向けて、路線バスの運行効率化と利用者のニーズや医大附属病院の移転などの需要の変化に対応できるよう、バス路線網の見直し、再編について事業者と相談し検討してまいります。（建設部交通政策課）矢巾駅までの乗り入れ及び上盛岡駅の北側乗降口の新設については、令和５年２月に岩手県を通じてＪＲ東日本盛岡支社へ要望しているところであり、今後、ＪＲからの回答を受けて、市の対応方針や施策についてＪＲと相談してまいります。ＬＲＴについては、都市中心部において有効となる交通手段との一つと捉えておりますが、技術面や採算性、整備費用などの課題がありますことから、他都市の状況等も把握しながら研究してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、ＪＲ山田線は市民の生活の足であり、内陸と沿岸を結ぶ鉄道として、将来に渡って確保されることが重要であると認識しておりますことから、路線維持を図るため、既存鉄道網の利活用に資する施策に取り組んでまいります。（建設部交通政策課）隣地から越境した樹木等の枝の切り取りについては、令和５年４月に民法が改正され、いくつかの条件の下では越境された土地の所有者が切り取りできることになりました。この場合においても、土地所有者に管理責任があるという原則には変わりなく、また樹木や草木の問題は、伐採や剪定、刈り取り等により一度問題が解決しても、数年経つとまた繰り返されることから、市が補助金を交付しても根本的な解決にはつながらないことから、現時点では補助制度の創設は予定しておりません。（市民部くらしの安全課）愛宕山記念公園の歩行者・自転車専用道沿いの樹木につきましては、パトロールや市民からの情報により危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて伐採や枝打ちなどの対応を実施してまいります。（都市整備部公園みどり課）照明設備につきましては、必要な箇所への設置は既に実施しております。路面の段差につきましては、道路パトロールにより解消してまいりますが、お気づきの箇所について道路管理課維持係までお知らせ願います。（建設部道路管理課）紅葉が丘地区におきましては、街区公園など身近な公園が確保されていない状況であることは承知しております。しかしながら、新たな公園の整備につきましては、厳しい財政状況の中で、当面難しいものと考えておりますので、御理解をお願いします。（都市整備部公園みどり課）道路管理者である岩手県に確認したところ、「落合橋上流左岸道路（県道上米内湯沢線）の整備につきましては、早期の事業化は難しい状況であり、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していく」とのことであり、「なお、同じ県道で要望の区間と隣接となる落合橋から水道橋間は、歩道整備事業の浅岸工区として令和４年度から事業着手したところであり、まずはこの区間の整備を推進していく」と伺っております。地域からの要望につきましては、令和５年度も岩手県へ要望を行っておりますが、今後も機会を捉え県に要望を行ってまいります。（建設部道路建設課）追越し禁止及び速度制限などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の件について、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「追い越し禁止の交通規制については、曲がり角付近や勾配の急な坂が連続する道路の区間などで車両の追い越しによる交通の危険を防止する場合等に規制することとなりますが、当該路線の道路環境は基準を満たしていないため、規制は難しいと認められます。また、速度制限の強化については、交通規制を実施する場合は交通規制基準に準拠して実施しており、最高速度の規制については、交通規制基準により車線数や歩行者数などを勘案し基準速度を設定のうえ、現場状況に応じて基準速度から時速±10kmの範囲で補正し規制速度を決定することとなっております。当該路線の最高速度の規制については、基準速度が時速50kmであるところを通学路等であることなどから、安全確保のため時速40km規制としておりますので、現行の交通規制に御理解をお願いします。」とのことでございます。市におきましては、これまでも道路利用者の安全確保のため、交通安全教室や街頭における啓発活動を継続してまいりましたが、今後においても交通事故を減少させるため、警察に対して取り締まりの強化を要請するとともに、関係機関と連携をさらに強化し、交通安全意識の定着を図っていまいりたいと存じます。（市民部くらしの安全課）道路管理者である岩手県に確認したところ、「（前述の）県道上米内湯沢線浅岸地区歩道整備事業において、落合橋交差点部の改良も予定している」と伺っております。令和５年度も岩手県へ要望を行っておりますが、今後も機会を捉え県に要望を行ってまいります。（建設部道路建設課）市道認定がなされていない赤線につきましては、砂利敷き等の修繕は実施してまいりますが、改良等の実施は困難ですのでご理解願います。道路事業として整備を行うためには、はじめに路線の認定が必要であり、赤線の市道認定にあたっては、道路の構造の要件を満たすこと及び必要な用地の寄附が伴いますので、詳細については、道路管理課路政係までご相談いただきますようお願いいたします。（建設部道路管理課）山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設及び歩行者通路の整備につきましては、高低差が大きく、地形的にも道路整備は困難と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。（建設部道路建設課）市道認定については一部区間を令和２年度に行っており、残りの区間についても延伸すべく土地境界の確定作業を行っているところですが、土地所有者の事情等により境界確定には至っておりません。引き続き市道認定を進める方法を検討してまいりたいと存じます。道路整備及び除雪区間の指定につきましては、市道認定後に不具合箇所について補修及び除排雪指定路線への指定の検討を実施してまいりたいと存じます。（建設部道路管理課）道路の整備にあたりましては、土地所有者のご協力が不可欠となりますが、そのための土地の境界確定が進んでないと伺っております。市としましても、関係者の皆様と一緒に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。（建設部道路管理課）山岸小学校の外周の歩道改良につきましては、現地確認の結果、宅地への乗入れが傾斜している状況であるため、年内に地元町内会と立会い確認の上検討してまいりたいと存じます。（建設部道路管理課）急勾配道路の安全対策につきましては、他工法も含めて検討した結果ザペック工法が最良のものと存じております。凍結防止剤の散布により効果が継続しますので、引き続き散布の協力をお願いいたします。（建設部道路管理課）山岸駅周辺のすれ違いが可能な退避路につきましては、市内各所より、同様の要望を多く頂いておりますことから、早期の整備は困難な状況にございますので、御理解願います。（建設部道路建設課）全面的な道路の舗装整備につきましては、バス路線等の２車線道路を対象に実施しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。（建設部道路管理課）大雨時にパトロールを実施し、状況の把握に努めているところであり、今後対応策を検討して参ります（建設部河川課）盛岡市道の除雪方法は、道路上に積もった雪を道路脇に寄せて通行幅を確保することを基本としており、行き止まり道路や道路幅員が狭く雪の寄せ場が無い路線は、除雪機械での作業が困難であるため、現場状況により除排雪路線に指定できない場合があります。除排雪路線への指定を希望する路線につきましては、道路管理課雪対策室までご相談いただきますようお願いいたします。また、市では市民協働による除排雪を推進しており、除排雪指定路線以外の除排雪に関しましては、地域住民、町内会、自治会及び事業所等で対応していただくようお願いしております。その際、小型除雪機や運転手付きの排雪用ダンプの貸し出しを行っておりますので、こちらの制度の活用もご検討いただきますようお願いします。なお、積雪状況により通行が困難になったときは、市が除排雪や凍結防止剤散布等、必要に応じて対応いたしますので、情報提供をお願いします。（建設部道路管理課）活用したい地元の事業者がある場合につきましては、随時相談を受け付けておりますので、道路管理課雪対策室までご連絡をお願いいたします。（建設部道路管理課）市が管理する雪置場を設置する場合、地域を限定した利用者の管理はできないため、市内全域からの排雪を受け入れることとなり、一定規模以上の進入路及び雪置場スペースの確保が必要となります。また、河川管理者から雪置場設置の許可を得る際には、当該河川の安全性を確保するため、堤防高よりも一定程度低い位置に置雪の高さを制限する必要があり、そのために大型重機で雪を均す管理が必要となります。ご要望のありました中津川橋下流左岸は、堤防高が低いため、大量の雪を受け入れることができず、受け入れ可能な雪の量を勘案しますと、シーズンを通して安定的に開設することはできないと判断されますことから、市が雪置場を設置することは困難となっておりますのでご理解願います。（建設部道路管理課）カーブミラーについては、民間の施設利用者のための設置はできませんので、ご理解いただきますようお願いします。（建設部道路管理課）街灯設置等に係る補助金につきましては、自立柱の撤去に係る経費の補助率を10分の７としておりますが、令和４年度から補助上限額を70,000円/本に引き上げたところです。また、街灯の移設に係る経費は補助の対象としておりませんが、新たな街灯の設置に係る経費については補助の対象としておりますので、今後、活用を御検討いただくようお願いいたします。（市民部市民協働推進課）交番の設置に関しましては岩手県警察本部の所管事項となっております。御要望の件について、岩手県警察本部に伺ったところ、「警察署、交番及び駐在所の設置については、人口、世帯数、面積、行政区画及び事件または事故の発生状況などの地域の実態を勘案して、警察力が全県的に保たれるようにすることを基本方針としております。」とのことです。また、盛岡東警察署によると当地区は、付近の交番及び駐在所が連携して治安対策に当たっており、事件や事故等の緊急事態には、直近のパトカーや警察官が対応できるよう体制を整えているとのことです。市といたしましては、交番の設置につきまして今後も岩手県警察本部への要望を継続してまいります。（市民部くらしの安全課）河川管理者である国土交通省に確認したところ、中津川河川敷の樹木伐採や草刈りにつきましては、治水機能や水辺環境に悪影響を及ぼさないよう、河川巡視等により状況を把握し、緊急度の高い箇所より計画的に樹木伐採等を実施しており、今後も適正な維持管理に努めていくと伺っております。市といたしましても、これまでと同様に定期的に継続実施されるよう要望してまいります。（建設部河川課）山岸地区活動センターへのエアコンの設置につきましては、令和４年度に事務室と第１集会室に設置したところです。未設置の調理実習室及び第２集会室については、他の地区活動センターへのエアコン設置状況を勘案しながら、計画的に設置がすすめられるよう検討してまいります。（市民部市民協働推進課）愛宕山老人福祉センターは、国の通知に基づき、比較的大規模となるＡ型の施設として設置したものですが、Ａ型の老人福祉センターでは、機能回復訓練を行うこととされており、ヘルストロンは昭和59～60年に機能回復訓練を目的として設置したものです。しかしながら、当時と異なり、現在では高齢者の機能回復を図るための事業として、マッサージ等指導教室や元気はなまる筋力アップ教室などを地域の老人福祉センターで提供するなど、地域で高齢者が気軽に参加できるさまざまな介護予防や機能回復の機会を提供しているところであります。特に、元気はなまる筋力アップ教室で実施しているプログラムは、筋力の維持や柔軟性・バランスの向上による転倒防止などフレイル予防につながるほか、一緒に運動する通いの場ともなり得るものであります。これまでの研究で、定期的な運動は、認知機能の改善に一定の効果があるとされていることから、市としては多くの高齢者の皆さんにご活用いただきたいと考えております。なお、高齢者の機能回復訓練については、上記のような取組を推進する予定としており、ヘルストロンについては、利用中の機械が使用可能な間は利用を継続いたしますが、機器を更新する予定はございませんので、御理解いただきたいと存じます。（保健福祉部長寿社会課）民生児童委員は、地域の世帯状況の把握による住民への支援活動や福祉情報の提供など、地域の見守り役、福祉サービスのつなぎ役として、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしていただいております。委員の選任につきましては、民生委員法において適格要件が定められており、「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人」という定めのもと、地域の実情に精通し、かつ地域住民が困りごとを相談できる信頼のおける方の人選には、地域からの声が欠かせないものとして町内会・自治会から適任者の推薦をいただいているところです。近年の地域における担い手不足などのため、人選に苦慮されていることは、各地区からの聞き取り等により認識しており、市職員についても地域活動への積極的な参画を呼び掛けているところです。　なお、市職員など公務員のＯＢに限らず、幅広い職種・業務経験を持つ人材が地域で活動しやすい環境となるよう、委員活動の市民への理解促進を図るとともに、委員への依頼業務を整理するなど負担の軽減を図り、成り手の確保や活動環境の改善に取り組んでまいります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保健福祉部地域福祉課）日頃より、公園の維持管理に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。公園の維持管理作業のうち、ハチの巣の除去や高木の伐採・剪定など危険を伴う作業等は、市において対応いたしますので、そのような場合には公園みどり課まで御連絡をお願いします。（都市整備部公園みどり課）　下米内の一本松、佐倉両地区は、上水道の給水区域外ではありますが、一本松地区は市が管理する飲料水供給施設があり、佐倉地区は地域住民が整備した飲料水供給施設により飲料水を確保しております。一本松地区については、施設の老朽化、給水人口の減少等から施設を廃止し、利用者各戸に井戸を整備することとしており、令和５年度に各戸に井戸を整備しております。佐倉地区については、利用者から施設を維持することが困難である旨の相談があることから、井戸整備経費の助成制度である盛岡市飲用水確保対策事業補助金を説明し、施設の今後の在り方について助言を行ってまいります。（環境部環境企画課） |